

後期高齢者医療被保険者の方へお知らせ

■令和5年度の保険料について

- ・保険料は被保険者一人ひとりが納めます。
- ・保険料率は2年ごとに見直され、熊本県内すべての市（区）町村で均一となります。

保険料額（年額） ※年額 66 万円が上限です	=	均等割額 （被保険者 1 人当たり） 54,000 円	+	所得割額 （総所得金額等 - 43 万円※） （基礎控除） × 10.26%（所得割率）
----------------------------	---	-----------------------------------	---	-------------------------------------------------------

※合計所得金額が 2,400 万円超の方は、合計所得金額に応じて基礎控除額が通減し、2,500 万円超で基礎控除額が 0 円となります。

■保険料の軽減内容が見直されます。

所得が低い方の均等割額の軽減は継続されますが、5割軽減及び2割軽減の対象者の範囲が見直されました。

◆保険料の均等割額の軽減 <<令和5年度から改正>>

- ① 7割軽減：43万円 + 10万円 × (給与・年金所得者の数 (※1) - 1)
- ② 5割軽減 (改正)：43万円 + 29万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × (給与・年金所得者の数 (※1) - 1)
- ③ 2割軽減 (改正)：43万円 + 53万5千円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × (給与・年金所得者の数 (※1) - 1)

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等（※2）の合計額が

①の判定額を超えない世帯	➡	保険料の均等割額を7割軽減
②の判定額を超えない世帯	➡	保険料の均等割額を5割軽減
③の判定額を超えない世帯	➡	保険料の均等割額を2割軽減

※1 「給与・年金所得者の数」とは、給与収入が55万円超または年金収入が125万円超（65歳以上の場合。65歳未満の場合は年金収入が60万円超）の方の合計人数です。

※2 均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については高齢者特別控除15万円を控除した額で判定します。

■後期高齢者医療制度の対象となる方

- ・75歳以上の方（75歳の誕生日から自動的に加入）
- ・65歳から75歳未満の方で一定の障がいがある方（町に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入）
 - ※一定の障がいのある方とは、身体障害者手帳に記載された障がいの等級が1～3級及び4級の一部の方などです。
 - ※一定の障がいに該当する方の加入（障がいの認定の申請）は任意です。障がいの認定はいつでも申請することができ、いつでも撤回することができます。ただし、過去にさかのぼって申請、撤回することはできません。
- ※生活保護を受けている方及び外国人の方で在留期間が3か月未満である方などは対象になりません。

問合せ 健康ほけん課 ☎ 72-1295